

日常生活圏域の見直しにおける意見・質問（市民、民生委員、自治会・町内会、第2層協議会など）

《説明等の実施時期》

- ・市民：介護保険制度説明会 5地区7回（6月9日～17日、8月19、20日）、市HP（7月1日～）
- ・民生委員：民生委員児童委員定例会 7地区（6月1日～15日）
- ・自治会町内会：自治会連合会理事会（7月13日）
- ・第2層協議体：協議体 5団体（6月11日～6月28日）

	意見・質問等	回答の有無	修正の有無
1	◎ひいらぎの里の事務所の位置について 既存のひいらぎの里の事務所が岡であるため、根岸台ではなくなるが、第4圏域は新しい包括が担当になるのか？	ひいらぎの里は引き続き根岸台を含む、第4圏域を担当してもらう。過去から根岸台地区の地域住民や民生委員等とつながりなどを考慮した。変更が生じる地区においても、丁寧に引継ぎを行っていく。	—
2	◎溝沼6丁目、7丁目の圏域設定について どのような議論を経て設定に至ったのか？歴史的な背景等を踏まえると岡地域と溝沼地域には違いがある。中学校圏域でも溝沼は第三中学校の区域で、岡は第二中学校の区域になるが、この圏域の分け方が強引ではないか？	膝折町地域の見直しを実施したことで、第3圏域の担当人口が大きく増加する。また、本町地域や溝沼地域の見直しは大幅な圏域変更になることを理解しつつ、人口の平準化を基本としながら、これまでのセンターと地域とのつながりを考慮して、案を作成した。 作成にあたっては、福祉部を中心に検討を重ね、その後、介護保険制度説明会や民生委員定例会、自治会町内会理事会等において、意見をいただく予定である。今回の意見は、持ち帰り、検討材料とする。	無
3	◎地域包括支援センターとの今後の連携について これまで1つのセンターとのつながりで完結していたところ、複数の包括が関わることとなると、どのように連携するのか？	現在も1つの民生委員地区が複数の包括の担当圏域にまたがっているエリアもあるが、民生委員定例会に複数の包括が参加させてもらったり、担当の違う地区の民生委員と個別にやり取りしている状況にある。来年度4月早々にいきなり担当する包括が変更するのではなく、おおむね半年間をめどに1つ1つ丁寧に引継ぎを行っていく。	—
4	◎他の区域との整合性について 民生委員地区や学校区とあわせることはできなかったのか？	民生委員だけでなく、他のさまざまな地区分けとの整合性も検討したが、それぞれの目的に応じた区割りであることから、すべてを反映することは難しく、今回の見直しでは、高齢者人口の平準化を基本に圏域設定を行った。	—
5	◎圏域の変更の時期について 今はまだ案の段階というが、いつ変更が決定するのか？	圏域の変更案について、地域包括支援センター運営協議会の委員の承認を得たのち、圏域を定めている第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の内容を変更するため、必要な手続きを行い、8月中旬に確定予定である。	—
6	◎担当の引継ぎについて 引継ぎにあたっては、第6圏域を担当するセンターとの顔合わせ等はあるのか？	引継ぎの方法については、現在検討中だが、新しい担当のセンター職員等についても、変更後に直接紹介できるように対応していきたい。	—

	意見・質問等	回答の有無	修正の有無
7	◎担当の引継ぎについて 市民から「担当は内間木苑が良い」など希望が出され、住まいと担当包括が違う場合は、特例が認められるのか？	地域包括支援センター同士の引継ぎの中で、引継ぎに同意いただけない方等がいた際は、丁寧に説明させていただくとともに、必要に応じ、一定期間、現在のセンターが担当できるような柔軟な対応も検討していく。	—
8	◎本件の問い合わせ先について そのほか、意見等があった際は、長寿はつらつ課に問い合わせれば良いか。	長寿はつらつ課で差し支えない。ただし、圏域の変更については7月中旬に案を確定し、その後、各手続きを進めていく必要があることから、7月中旬までには意見等を頂きたい。	—
9	◎新たな圏域について 第6圏域はひいらぎの里が担当することになるのか。	ひいらぎの里は変更案だと第6圏域に所在することになるが、担当圏域は第4圏域（根岸台・仲町）で検討している。※事務所の移転等も踏まえて今後検討していく。	—
10	◎新たな圏域について 第6圏域の設置場所はどこか。いつ決定するのか。	第6圏域は、7月以降プロポーザルを実施して選定するため、受託法人、設置場所等は未定。圏域の変更及び新たなセンターの開所は令和4年4月からを予定している。	—
11	◎圏域の変更ではなく人員増による対応について 人口の増加を見越しているのであれば、高齢者人口の多少によって、センター職員の人員もセンターごとに調整すれば、圏域や担当の変更が生じなかったのではないか？	日常生活圏域は、30分以内にサービスが提供されることが望ましいことから、単に職員の人員の増減で対応するのではなく、地域割りを変更する必要があると考えた。	—
12	◎協議体の見直しについて 日常生活圏域が6つになることで、既存の圏域に設置している協議体も6つに分けるのか？	新たなセンターへの引継ぎなどを踏まえると、安定した支援体制が整うまでは、すぐに協議体を6つにすることは難しいと考えている。しかし、協議体はそれぞれの地域特性に合った内容を実施することが求められるため、まずは、第8期計画期間中に、新たなセンターに第2層生活支援コーディネーターを設置し、その後、協議体の立ち上げ等を検討していく。	—

※本回答は、各説明実施日時点での回答となり、一部、すでに実施している内容も含まれます。